

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

足寄町産業振興・雇用創出計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道足寄郡足寄町

3 地域再生計画の区域

北海道足寄郡足寄町の全域

4 地域再生計画の目標

本町は、広大な面積を保有する町であるが、中山間の傾斜地が多い地形であり、農地の集積・大規模化を図るにも限界があることから、中規模・低コストである「放牧酪農」を推進してきた。その結果、東京都や大阪府等の都市圏より新規参入した放牧酪農家が誕生し、チーズの製造を開始する等、地域農業の中核的な担い手として安定経営をしている移住者も出てきているが、畑作は狭隘な農地が点在しているため大規模化が困難となっていることや、就農志向者に対する研修体制や受入体制が構築されていないことから、就農を目指す移住希望者の相談はあるが、実際に移住までには結びついていない状況となっている。

そのため、放牧酪農及び高収益に繋がる施設園芸を推進し、意欲ある農業志向者へ経営ノウハウを習得させ、高齢農業者の第三者継承を推進するとともに、地域競争力を高めるため、他業種と連携しながら地域ブランド化を進め、雇用機会の創出、農業を核とした移住定住につなげ、人口減少対策をするものである。

【数値目標】

(前年対比)

	H29.3月末	H30.3月末	H31.3月末
雇用創出数	4人	4人	4人
就業者数(雇用増)	4人	4人	4人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

農業従事者の高齢化及び担い手不足対策及び、人口減少対策を図るため、本町の強みである子育て支援を活かし、農業を志向する若者や子育て世帯へ就農技術を習得させ、地域を担う人材の育成を行い、地域の生産物を活用した商品の開発・加工による雇用機会の創出を行い、移住促進へとつなげる事業を実施する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道足寄郡足寄町

2 事業の名称及び内容 農業人材移住就業サポート・地域ブランド化調査研究事業

本事業は、基幹産業である農業の振興による移住促進を図るため、以下の事業を実施し、将来の地域を担う人材の育成と地域ブランド化による雇用の創出を推進する。

- ・就農を志向する若者等に農業技術の習得を可能とするため、研修体制を確立すべく、放牧酪農塾及び農業女子塾の運営を行う。
- ・空き家を活用した移住体験ツアー用住宅の整備及び、本町の充実した子育て支援を活かした若者・子育て世帯等の「お試し住宅」や、経営移譲者等の「住替住宅」等の移住促進住宅システムを構築する。
- ・移住定住者の仕事創出として、放牧牛乳を活用した商品開発及び販路対策について産学官等が連携して実施し、地域ブランド化を推進すべく乳製品加工施設整備計画を策定する。
- ・和牛の放牧肥育による低脂肪肉（赤肉）を研究している大学等と連携し、本町の和牛繁殖経営の強みを活かした新商品開発及び販路対策等の調査研究を行う

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

地域の他産業関連携を促進するためのサポートとして行政が連携の場を提供し進める事業である。

【地域間連携】

子育て施策が充実している特徴を活かし、都市部の働きたくても働けない意欲ある若者世代の雇用の場の確保と移住定住の促進を行い、本町

の人口減少対策の解消を図る。

隣接する足寄・本別、陸別町が連携する事で、多様な施策に効率的な対応が可能となる。

【政策間連携】

地域資源（農畜産物）の有効活用、新たな商品開発と販売ルートの構築（商工業者）を行い、雇用創出を図り、充実した子育て施策を活用することで経済的負担を軽減させ、次代を担う若者世帯の育成（人材確保）を行う。

【自立性】

乳製品等加工施設の整備及び加工品の販売と、研修等の実施により自立運営を目指している。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月（前年対比）

	H29.3月末	H30.3月末	H31.3月末
放牧酪農塾・農業女子塾入塾者	2件	5件	7件
新規就農転入者	1人	3人	4人
就業者数（雇用増）	4人	4人	4人

5 評価の方法、時期及び体制

住民と産官学金労言の代表者が参加する、総合開発審議会で総合戦略の進行管理、PDCAサイクルの検証を毎年度、3月末時点の達成状況について行う

6 交付対象事業に要する費用

① 第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 107,000 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3ヵ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

住民と産官学金労言の代表者が参加する、総合開発審議会において評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

毎年度、3月末時点の達成状況について、総合戦略の進行管理、PDCAサイクルの検証を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

町広報および町公式ホームページにて公表する。